

# 港湾における暫定利用可能岸壁

港 湾 局  
平成23年3月31日  
12時00分現在

水深4.5m以深の公共岸壁（公社含む）が対象。  
目視点検による調査に基づく（詳細な調査を継続中）。

港名	①震災前バース数	②暫定利用可能バース数※	(②/①)
1 青森港	24	24	100%
2 八戸港	44	22	50%
3 久慈港	24	7	29%
4 宮古港	26	7	27%
5 釜石港	7	3	43%
6 大船渡港	10	2	20%
7 石巻港	31	12	39%
8 仙台塩釜港 (塩釜港区)	20	3	15%
8 仙台塩釜港 (仙台港区)	22	8	36%
10 相馬港	13	3	23%
11 小名浜港	72	4	6%
12 茨城港 (日立港区)	18	3	17%
13 茨城港 (常陸那珂港区)	25	4	16%
14 茨城港 (大洗港区)	13	1	8%
15 鹿島港	18	5	28%
合計	367	108	29%

※港長（海上保安部）、港湾管理者、地方整備局（東北、関東）の確認により暫定利用が可能と判断された施設。

※施設の大部分で復旧工事が必要であり、利用にあたっては、吃水制限や上載荷重制限がかかっている。

【お問い合わせ先】

国土交通省 港湾局 海岸・防災課 災害対策室

防災企画官 高田、課長補佐 高橋 03-5353-8689（直通）